

金融機関対応・資金調達Q & A

『信用保証協会の保証付き融資、新たな借入を依頼したら、「前回の借入れが資金使途違反に当たるので、新たな保証は出来ないと保証協会に指摘された。前回融資分の完済も依頼された。(銀行担当者)』(相談者)

該当する融資の詳細を確認したところ、

- ・当該融資は設備投資資金
- ・借入金額と投資資金の金額は同額、問題なし
- ・借入れ日の前に当該資金を支払い済み、これが資金使途違反に当たります。

※大変厳しいように感じますが、信用保証協会の保証付き設備投資資金は、当該資金の入金後に、当該設備投資費用を支払う必要があります。この順番が逆転した領収書で指摘を受けています。

○信用保証協会の保証付き設備投資資金は、その保証金額と投資金額の整合性だけでなく、その支払い時期についても、厳格なルールがあります。

○(参考)日本政策金融公庫の設備投資資金は、

- ・その金額が1,000万円以下の時は、決算書提出時に結果をトレースされます。
- ・その金額が1,000万円超の時は、投資実行後にその結果をトレースされます。
- ・支払日については、その期間の幅を認めてくれます。

※設備投資資金として調達した資金を、他の用途に利用することは出来ません。少なくとも、次回以降の融資が受けられません。本来は完済を求められます。

◎当事務所にて、支払い時期ずれについてその悪意がない旨を、銀行を通じて信用保証協会にお伝えすると同時に、当該銀行の協力を得られたので一旦完済した後に、再度必要資金の調達を行うことができました。信用保証協会の寛容な判断、銀行の協力、何よりも会社様の業績が極めて良好であったことが、解決できた理由です。

その後、資金繰りシミュレーションの継続と、タイムリーな資金調達を行う当事務所のサービス「資金繰り円滑化サービス」を導入いただいています。社長様の営業戦略を資金繰り・財務面で継続的にサポートしながら、この様な金融事故を未然に防ぐこともできます。

その他詳細については久保総合会計事務所にご相談ください。

TEL06-6930-6388 HPアドレス<http://kubokaikei.com/>